

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加についての意見書

安倍首相は、2月22日に開催された日米首脳会談後に発表された共同声明で、わが国がT P P交渉に参加する場合には、すべての物品が交渉の対象とされること及び包括的で高い水準の協定を達成すること、さらに両国間にセンシティブな物品が存在することを確認しつつも、最終的には交渉の結果であって、一方的にすべての関税撤廃をあらかじめ約束する前提でないことを確認したとし、その後の記者会見で、「この結果を、自民・公明両党に報告し、T P P交渉参加の是非について政府の専権事項として一任を得て、出来るだけ早い時期に決断したい」と述べた。

また、2月25日には自民党役員会において、「T P P交渉参加するかしないか、また、その判断時期については私に任せてもらいたい」と説明し、異議なく了承されたといわれている。

さらに、3月15日には安倍首相はT P P交渉参加について、正式に参加の意思を表明し、全ての関税をゼロとした場合でも、我が国経済全体としてプラスの効果があると発言したが、一方で影響が懸念される農業分野に配慮する姿勢を示し理解を求めた。

しかしながら、飯山市議会はT P P交渉参加については反対である。

政府におかれては、T P Pに参加した場合の分野別のメリット・デメリットに関する政府統一の試算をしっかりと議論し、国民への十分な情報開示を行なうべきであり、国に対し、国益にそぐわない場合、離脱も視野に入れ、さらに慎重に判断することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。